主 原競落許可決定を取消す。 本件を大<u>分</u>地方裁判所に差戻す。

理 由

- 一 抗告の趣旨及び理由は、末尾記載の通りである。
- 二 当裁判所の判断
- 一() 科別 () 利 () 前
 - (二) なお、職権をもつて調査するに、
- (1) 本件競落の目的たる土地は、前記の通り公簿上宅地となつているけれども、前示賃貸借取調調書によれば、畑として耕作されていることが認められるので、他に格別の事情ない限り、農地たる畑と認むるを相当とすべく、はたしてそうだとすると、たとえ、公簿上の地目が宅地であつて宅地として登記されていても、現況畑である以上は、その所有権移転については、競落を原因とする場合においても、農地法第三条の適用があるのは当然であるから、所轄大分県知事の許可がないかぎり、かりに競落許可決定が確定し、競落人が代金の全額を支払つたとしたところで、同人において、競落畑の所有権を取得することはできないのである。

いても、知事が競落人の許可申請を却下すれば、競落人は、ついに競落不動産の所有権を取得することができないのであるから、裁判所は、更に該不動産の競売を命ずべきであろうけれども、既に競落許可決定確定しかつ、代金全額の支払があるにかかわらず、これを無しして、当該競落不動産の競売を命ずるについての明確な規定をかく現行法の立前からして、手続上許多の困難な問題に逢着することは、あえて、事例を示して説明するまでもないであろう。すなわち、前段説示する所の正当なる所以を理解し得べきである。

しかして前叙の通り、本件土地は畑と認むべきであるのに、 〈要旨第二〉(2) これを宅地と表示して〈/要旨第二〉競売期日の公告をなしてい 記録によれば原審は、 るのであるが、民訴第六五八条が、競売期日の公告に不動産の表示を要求する所以 は、単に競売不動産の同一性の認識に役立たせるためだけでなく、その主眼とする ところは、競買希望者一般に対し、同不動産の実質的価値を了知させ、もつて競買 申出にそごなきを期しようとするにあるのであるから、不動産が土地であるとき は、その所在、地番、反別または坪数はもとより農地法との関係において、同土地 が農地たる田、畑であるか、あるいは農地以外の宅地であるかを明瞭ならしめるため現在の地目を表示しなければ、前陳公告の目的並びにその機能に即応しないもの といわねばならない。現況畑であるのに、宅地と表示して、競売期日の公告をすれ ば、専ら商業を営む者でも、競買の申出をするであろうが、たとえ、同人に競落を 許しても、同人が、その所有権を取得するについて、知事の許可を得ることは殆ん ど不可能である結果、ついに競落地の所有権を取得し得ずして、無意味の競落手続を遂行したことに帰着するのであり、これは、所有権を換価して、競落人にこれを移すことを目的とする競売の本質に背馳するものというべきである。また、競売期 日の公告に、畑と表示すれば、競買人は、農地を買受け得る適格著でなければならないことが、競買希望者一般に周知されるので競買の申出をなそうとする者は予め 知事の競買適格証明書を得て、競買の申出をするであろうから、前陳のような無用 の競売手続も避け得らるるのである。(この点について、昭和二五年一二月二 最高裁民事甲第二四二号及び同二八年一一月五日同甲第二四五号事務総局民事局長 の通知は参照に値する。)これを要するに、現況畑であるのにこれを宅地と表示してなした競売期日の公告は、民訴第六五八条第一号の要件を具備しない違法がある と解せねばならない。

以上の説明に徴し明らかであるように、原審が競落許可決定を言渡したのは違法 であるから、この点においても、原決定は取消を免れない。

(三) 抗告人は、本件競売の基本たる相手方の抵当権は、抗告外Dが、抗告人の印章及び文書を偽造してなした無効のものであると主張し、その提出にかかかまに、大の記簿謄本の記載によると、抗告人は相手方を被告とし、本件抵当権設定登記の法済登記手続請求の訴を大分簡易裁判所に提起し、現にその訴訟係属中であることががあられ、右謄本並びに同提出の刑事判決謄本の記載によれば、前記Dは詐欺罪の前人名を冒用し二回に亘り私文書偽造行使詐欺及び有価証券偽造行使詐欺の罪を打し、本件競売の基本たる抵当権の設定された昭和二七年中いの罪を犯し、後にないの実刑に処せられていることが明らかで、自町には住所、居所、名が、合い主張を排斥するわけにいかないのであって、該主張事実の真否を確定するかになお証拠の取調をなす必要があると認められるので、原決定を取消し、本件を原裁判所に差戻すべきものとし、主文の通り決定する。

(裁判長判事 桑原国朝 判事 二階信一 判事 秦亘)